

参考資料

1. 瀬戸市都市計画・都市交通マスタープラン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改訂及び都市交通計画に関する基本的な方針（以下「都市交通マスタープラン」という。）の策定にあたり、必要な事項を検討するものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するにあたり、都市計画マスタープラン及び都市交通マスタープランに関する事項を検討するため、「瀬戸市都市計画・都市交通マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 都市計画マスタープランの改訂に関する事項
- (2) 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元団体関係者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープラン及び都市交通マスタープランを策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第6条 学識経験者及び地元団体関係者に対し、委員会開催毎に1回7,300円の報償を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回委員会については市長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、委員会への出席及び資料の提出等を要請することができる。

3 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議は、原則として公開とする。

5 議事内容、経過及び資料を公表することとする。

(部会)

第9条 委員会は、必要により部会を設けることができる。

2 部会に関する必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

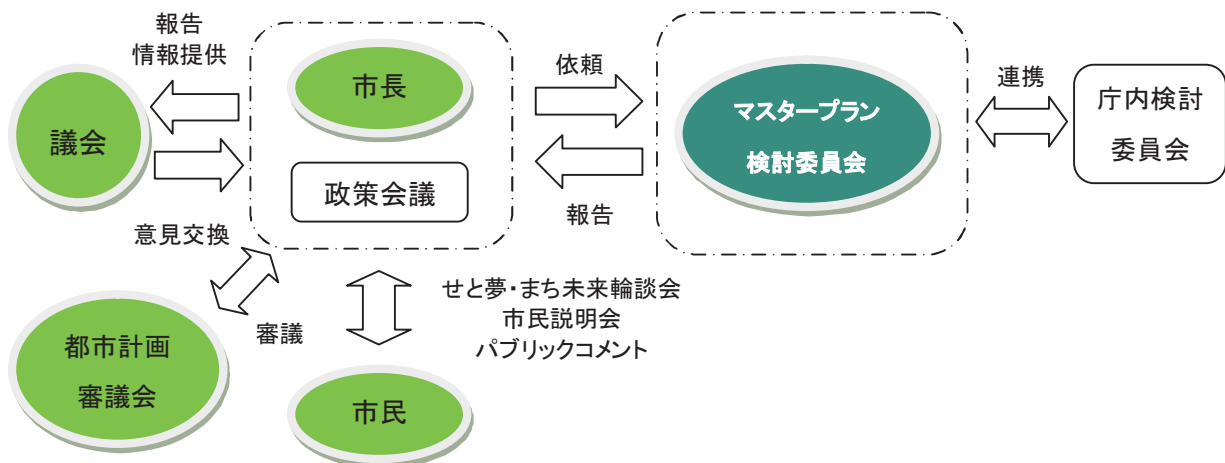
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月8日から施行する。

2. 策定体制



3. 瀬戸市都市計画・都市交通マスタープラン検討委員会 委員名簿（敬称略）

	所 属 等	氏 名
委員長	中部大学 工学部 都市建設工学科 教授	磯部 友彦
副委員長	大同大学 工学部 建築学科 教授	嶋田 喜昭
委員	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	鈴木 温
委員	岐阜大学 地域科学部 地域政策学科 教授	三井 栄
委員	愛知県立大学 教育福祉学部 教育発達学科 教授	山本 理絵
委員	瀬戸商工会議所 会頭	成田 一成
委員	愛知県陶磁器工業協同組合 理事長	丹羽 誠
委員	瀬戸市農業委員会 会長	加藤 基
委員	瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会 会長	鈴木 政成
委員	瀬戸市自治連合会 副会長	川瀬 秀之
委員	瀬戸市社会福祉協議会 理事	丹羽 蒼
委員	瀬戸市小中学校 PTA 連絡協議会 会長	横山 洋 (加藤 吉明) (水谷 友里)

	所 属 等	氏 名
委員	名古屋鉄道（株）鉄道事業本部 計画部 事業推進課 課長 (グループ統括本部 事業企画部 企画担当課長)	三好 学 (田野 健治) (野田 佳宏) (伊藤 文貴)
委員	愛知環状鉄道（株） 常務取締役	吉田 昭二 (戸田 智雄)
委員	名鉄バス（株） 取締役	近藤 博之 (加藤 直樹)
委員	愛知県瀬戸警察署 署長	鬼頭 民雄 (土屋 協三) (安藤 定一)
委員	愛知県 振興部 交通対策課 課長	柴山 卓也 (中川 喜仁) (市田 和仁) (渡邊 宗徳)
委員	愛知県 建設部 都市計画課 課長	八田 陽一 (横山 甲太郎)
委員	愛知県 尾張建設事務所 企画調整監	阪本 哲 (山本 壮)
委員	瀬戸市 副市長	青山 一郎 (伊藤 典男)
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課	内藤 正仁 (神山 光弘) (牛居 恒太)
	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局	岡田 英雄 (杉本 忠久) (山内 寿野) (後藤 英丸)

() は前任者

4. 策定の経緯

種 別		開催日・期間	内 容
平成 26 年 度	第1回検討委員会	平成27年1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演（瀬戸市のこれからのまちづくり） ・意見交換
	第2回検討委員会	平成27年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの成果 ・都市づくりの基本的課題（現況特性の整理）
平成 27 年 度	せと夢・まち未来 <small>わだんかい</small> 輪談会	平成27年9月28日 ～ 平成27年12月2日	第6次総合計画策定への意見収集 まちづくりに関するテーマ設定 <ul style="list-style-type: none"> ・グループによる対話 ・自由意見 実施箇所 21か所 参加人数 468名 自由意見 638名
平成 28 年 度	第3回検討委員会	平成28年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（素案）
	第4回検討委員会	平成29年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（素案） 及び地域別構想（素案）
平成 29 年 度	第5回検討委員会	平成29年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン素案
	パブリックコメント	平成29年5月12日 ～ 平成29年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設窓口での計画案閲覧 ・ホームページによる計画案閲覧 ・意見書の提出
	せとまちミーティング （市民説明会）	平成29年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）の説明
	第6回検討委員会	平成29年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果 ・都市計画マスタープラン（案）
	第1回瀬戸市 都市計画審議会	平成29年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン改訂
	都市計画 マスタープラン改訂	平成29年7月31日	
	都市計画 マスタープラン公表	平成29年8月2日	

5. 都市計画マスタープラン（案）パブリックコメント手続き 実施結果

- 1 意見募集期間 平成29年5月12日（金）から平成29年6月13日（火）まで
- 2 意見提出人数 12人
- 3 意見件数 74件
- 4 意見への対応
- A 意見を踏まえて、案の修正をするもの 0件
 - B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの 26件
 - C 今後の事業実施の参考とするもの 48件
 - D その他（本計画案に対する意見でないもの等） 0件

5 意見の分野

分 野		件 数
第2章 都市づくりの現状と課題		1件
第3章 全体構想	都市像、政策	2件
	将来都市構造	2件
	土地利用	2件
	都市施設	13件
	景観形成	1件
第4章 地域別構想	中央地域	19件
	水野地域	4件
	品野地域	5件
	赤津地域	19件
	幡山地域	2件
その他	施策要望等	4件
合計		74件

（参考 匿名意見）

分 野		件 数
第2章 都市づくりの現状と課題		1件
第3章 全体構想	都市像、政策	2件
	土地利用	2件
	都市施設	9件
合計		14件

6 意見の概要及び市の考え方

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
1	現状と課題	基本計画	「拠点形成と交通体系の方針」の記述が不十分ではないか。	第2章では、上位計画である第6次総合計画における「拠点形成と交通体系の方針」を引用しています。この方針に基づき、「3-4 将来都市構造」として、「(1)多極ネットワーク型コンパクト構造の基本的考え方」、「(2)拠点の形成」、「(3)交通ネットワークの構築」について考え方を示しています。	B
2	全体構想	都市像政策 企業誘致	企業誘致はどのような業種を考えているのか。税制面や資金面、障害者採用や地元採用などは考えていないのか。	第6次総合計画基本計画都市像①政策1施策の展開として、新たな基盤となる産業として、ソフトウェア産業やロボット産業などの集積を目指すこととしています。 都市計画マスタープランでは、「3-3 目指す将来像」の都市像1において、「産業基盤の形成」の方針を示しています。 企業誘致に関する優遇施策や条件等については、今後の事業実施の参考とします。	B C
3	全体構想	将来都市構造 拠点形成(総論) 公共交通充実	様々な優遇施策で駅周辺での商業施設誘致を進め、駅近くでの高密度化を行い、徒歩と公共交通で生活が完結できる街を目指して欲しい。	「3-4 将来都市構造 (2)拠点の形成」において、主に駅周辺を地域拠点と位置付け、商業などの生活サービス機能を集約した拠点の形成を図るものとしています。また、「(3)交通ネットワークの構築」では、それぞれの地域拠点が有する都市機能や居住機能を有機的に連携できる交通ネットワークを構築するものとしています。	B
4	全体構想	将来都市構造	これまでの都市計画マスタープランから変化が見られないと思うが、以前との違いを教えてください。	第6次総合計画の策定を踏まえ、「第3章 全体構想」を見直しています。また、「3-4 将来都市構造」では、日常生活に必要なサービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指していくものとしています。	B
5	全体構想	土地利用 環境保護	環境の保護のため、水源条例の制定の必要がある。また、土地利用調整条例の見直しの必要があると思われる。	「3-5 都市整備の方針 1 土地利用の方針 (森林環境ゾーン)」において、緑地は、豊かな森林資源として保全を図るものとしています。水源条例の制定、土地利用調整条例の見直しについては、今後の事業実施の参考とします。	C C
6	全体構想	都市施設 道路(通学路)整備	安心して子育てをする上で、道路の整備は不可欠です。通学路の改善により高齢者にも優しい生活道路となります。まちの景観向上、地域コミュニティの維持、向上にもつながると思います。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (1)道路(安心安全)」において、誰もが安全・安心で快適に移動できる道路空間の整備を推進するものとしています。また、通学路は、児童・生徒の安全確保に向けた取組みを推進するものとしています。	B
7	全体構想	都市施設 公共交通	市内の公共交通人口カバー率の数字が高いのではないかと。公共交通の本数が少ない、自分の目的地に行けない停留所であっても公共交通の圏域に入っていると考えるのはどうか。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (2)公共交通」において、公共交通ネットワークの方針を示しています。 公共交通人口カバー率は、鉄道駅から800m、基幹バス及びコミュニティバス停から300m以内の人口によって算出しています。	B

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
8	全体構想	都市施設 公共交通 ・バス充実 ・乗り換え	公共交通のアンケート結果を幅広く公表し、利用促進策を検討してほしい。 電車とバスの乗り換えにおける利便性の促進をしてほしい。 ルートバスの導入をしてほしい。 土日、休日には遅くまでバスを運行してほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (2)公共交通〈交通結節点整備〉」において、駅前広場の整備やバリアフリー化などによる交通結節点の機能強化、充実を図るものとしています。その他のご意見については、今後の事業実施の参考とします。	C C C C
9	全体構想	都市施設 公共交通 ・鉄道延伸	公共交通網の強化として、名鉄瀬戸線や愛知環状鉄道を分岐、延伸してみたらどうか。名古屋からのアクセスや観光客の誘致にもつながると思います。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (2)公共交通」において、公共交通ネットワークの方針を示しています。 いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
10	全体構想	都市施設 公共交通 ・バス充実 (陶生病院)	陶生病院の建設工事が完了した際には、基幹バスやコミュニティバスが敷地内に乗り入れるようにしてほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (2)公共交通」において、生活交通の方針として地域特性に応じた運行形態、効率的な運行のあり方を検討するものとしています。現在、コミュニティバスは陶生病院へ乗り入れています。	C
11	全体構想	都市施設 公共交通 ・生活交通充実	公共交通における生活交通について、抜本的な検討をお願いしたい。 瀬戸市の生活交通への対応に期待ができない。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (2)公共交通〈生活交通〉」において、居住地から拠点周辺的生活利便施設へのアクセスを確保し、地域特性に応じた運行形態、効率的な運行のあり方を検討するものとしています。	B
12	全体構想	都市施設 公園緑地	駅の近くに大規模公園やパーベキュー広場を作ることで市外からも人を呼びこめると思う。街路樹もほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (3)公園・緑地〈都市公園の適正配置〉」において、既存の総合公園、街区公園などの配置や生産緑地のあり方を検証し、市民の利用を向上させる都市公園の設置や見直しなど適正配置を行うものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C
13	全体構想	都市施設 公園緑地	水野川で川遊びができるよう河川敷の整備をしてほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (3)公園・緑地〈緑地の保全・活用〉」において、河川緑地においては、遊歩道の整備など親水空間の整備を推進するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
14	全体構想	都市施設 下水道整備	中央地域の下水道整備率が51%、水野地域が91%、幡山地域が75%と地域によって整備の遅れがある。 地域特性を考慮した検討を強力に進めるような表現を記載してほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (4)水道・下水道〈下水道の整備推進、汚水処理人口普及率向上〉」において、地域特性を考慮した整備手法を検討することとしており、具体的には、平成29年度から31年度にかけて策定する瀬戸市公共下水道事業基本計画において検討します。	B
15	全体構想	景観形成 景観	景観条例に基づく地域景観マニフェストや景観・環境110番などを検討したらどうか。	「3-5 都市整備の方針 4 景観形成の方針」において、景観形成の方針を示しています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
16	地域別構想 【中央地域】	土地利用 観光産業推進	観光産業の推進のため、インフラ整備（市街地への移動、中心市街地内の移動）やアンテナショップの設置、鉄道やホテルなどのコラボ、商店街の活性化、観光客の誘致、タイアップ、地域通貨発行などはしないのか。	「3-3 目指す都市像 都市像1」において、産業基盤の形成、交通ネットワークの整備、魅力ある中心市街地の再生、都市景観の形成の方針について示しています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C C C C C C
17	地域別構想 【中央地域】	土地利用 住宅開発	春雨墓園の東側、川合町の山林を住宅地や公園として開発してほしい。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針〈土地利用〉」において、春雨墓園周辺の土地利用誘導ゾーンでは、今後の社会状況を踏まえ、東海環状自動車道へのアクセスを活かした産業系土地利用を検討するものとしています。	B
18	地域別構想 【中央地域】	土地利用 採掘跡地利活用	陶土採掘跡地の埋戻し後の利用について、市民が楽しめる公園づくりや居住環境の維持をしてほしい。	「3-5 都市整備の方針 1 土地利用の方針 ⑦土地利用検討ゾーン」において、窯業資源採掘後の活用が可能な区域から、災害時における利用や複合市街地、産業振興、農業振興など土地利用の検討を進めるものとしています。	B
19	地域別構想 【中央地域】	景観	尾張瀬戸駅周辺では、観光のため、建築物の高さ制限や外壁の統一など街なみへの配慮をすれば歩いて楽しい街になると思います。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針(2) 分野別方針〈景観【せとまちエントランスゾーン】〉」において、尾張瀬戸駅周辺では「やきものまち“せと”」の玄関口にふさわしい市街地景観を形成するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
20	地域別構想 【中央地域】	都市施設 拠点形成 (新瀬戸・瀬戸市駅)	新瀬戸駅周辺において新拠点として再開発を行い、若者が好むショップや映画館、アミューズメント施設の誘致や駅直結の集合住宅、老人ホームの建設などをしたらどうか。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針〈土地利用〉」において、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺は、暮らしの質を高める都市機能を提供する場として、多様な都市機能の誘導を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
21	地域別構想 【中央地域】	都市施設 拠点形成 (新瀬戸・瀬戸市駅)	瀬戸市駅周辺に図書館や商業施設などの高度利用を図るとともに、陶生病院と駅を結ぶ陸橋を作るなど高齢者や障害者に優しいまちづくりをしてほしい。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針〈土地利用〉」において、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺は、暮らしの質を高める都市機能を提供する場として、多様な都市機能の誘導を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
22	地域別構想 【中央地域】	都市施設 拠点形成 (新瀬戸・瀬戸市駅)	新瀬戸駅、瀬戸市駅前の賑わいを創出するため、駅前広場を活用する。様々なイベントにより、積極的な活用を行うことが良いと思う。フリーマーケットや祭り、ビアガーデン、清掃や花壇作りなど大人から子供まで市民で楽しめる場としたい。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針〈土地利用〉」において、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺は、暮らしの質を高める都市機能を提供する場として、多様な都市機能の誘導を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
23	地域別構想 【中央地域】	都市施設 公共交通充実	新瀬戸駅、瀬戸市駅周辺は瀬戸市の中核機能を有し、交通の利便性も高いものの、それ以外の活用が少ない。この場所で賑わいを創出し、市内外の人々に訪れてもらうところになると良い。市内のどこからも便利に來られるよう交通手段の充実をお願いしたい。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針 (土地利用)」において、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺は、暮らしの質を高める都市機能を提供する場として、多様な都市機能の誘導を図るものとしています。また「〈都市施設【公共交通】〉」において、市内の各地域拠点から中心拠点へ快適に移動可能な公共交通体系を維持及び拡充するとともに、駅前広場機能の強化・充実を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	B
24	地域別構想 【中央地域】	都市施設 都市計画道路 見直し	名鉄瀬戸線と鹿乘共栄線や第3環状線の交差について鉄道事業者や関係機関と計画の見直しを進めるとあるが、時期を決めて検討されるのか。	計画期間内での計画見直しを進めます。	B
25	地域別構想 【中央地域】	都市施設 道路 (通学路) 整備	小中一貫校と県道33号と交差して国道248号のバイパスとつなぐ道路を作ってください。 現在、県道33号が小学生の通学路になっており、子供の通学に不安感がいっぱいです。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (1) 道路 (安全安心)」において、通学路は、児童、生徒の安全確保に向けた取組みを推進するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
26	地域別構想 【中央地域】	都市施設 小中一貫校 整備	第6次総合計画において、尾張瀬戸駅周辺は居住地としての優位性が高いと記述があるものの、駅から離れた場所に小中一貫校の新設を進める方針は矛盾しているのでは。	「4-1 中央地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針 (土地利用)」において、ツクリテなどの定着を促進し、アトリエ・ギャラリー、飲食店やポケットパークなどによる新しい賑わいの創出や回遊の促進を目指すものとしています。また、〈都市施設【教育施設】〉において、良好な教育環境の実現のため、祖東中学校及び東公園の一部区域に小中一貫校の新設を進めるものとしています。	B
27	地域別構想 【水野地域】	土地利用 拠点形成 (中水野)	人の流れを作る上で、愛知環状鉄道中水野駅周辺の市街化区域編入を推進してほしい。 また、中水野駅周辺で高齢者に対応した介護施設を充実させてほしい。	「4-2 水野地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針 (土地利用)」において、中水野駅周辺は、居住機能や都市機能の集約・誘導を図り、地域拠点を形成するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	B C
28	地域別構想 【水野地域】	都市施設 公共交通 ・バス充実	北みずの坂、十軒家、曾野、愛知環状鉄道中水野駅を経由するコミュニティバスの循環線を整備してほしい。 市民体育館にバス停を設置して施設の充実を図ってほしい。	「4-2 水野地域 2 まちづくりの方針 (2) 分野別方針 (都市施設【公共交通】)」において、コミュニティバスは、拠点周辺の居住地や郊外部の集落地から生活利便施設へのアクセスを確保するとともに、地域特性に応じた運行形態、効率的な運行のあり方を検討するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	B C

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
29	地域別構想 【品野地域】	土地利用 住宅開発	交通利便性の高いせと品野インターチェンジ周辺地域の市街化区域内において、畑や低未利用地が一部分布しているという課題の記載があるものの、まちづくりの方針では具体的な土地利用の方針の記載がありません。 少子高齢化により人口が減少している状況を抑制していく方策として、品野地域においても土地を有効活用して住宅地を誘致する必要があります。	「4-3 品野地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針 (土地利用)」において、せと品野インターチェンジ周辺は、雇用の創出に向け、周辺環境と調和を図りつつ、企業誘致や新産業の集積、研究所や物流拠点等の立地誘導などを進めるものとしています。	B
30	地域別構想 【品野地域】	土地利用 住宅開発	品川ゴルフ場の跡地に陶芸作家村等の建設、低層住宅の建設をしてほしい。	「4-3 品野地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針 (土地利用)」において、工業団地周辺は、新たな産業基盤の創出を進めるものとしています。	B
31	地域別構想 【品野地域】	都市施設 公共交通充実	品野連区は瀬戸市全体において非常に高齢化率が高く、利便性のある公共交通が不可欠です。 現在、基幹バス瀬戸北線は昼間時間帯において、しなのバスセンター以北の路線がなく、コミュニティバスでの対応となっていますが、昼間時間帯も基幹バスの運行をしてほしい。	「4-3 品野地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針 (都市施設【公共交通】)」において、基幹バスは、しなのバスセンターと中心拠点を結ぶ基幹交通として需要に応じた一定のサービス水準を確保するものとしています。 また、コミュニティバスは、拠点周辺の居住地や郊外部の集落地から生活利便施設へのアクセスを確保するとともに、地域特性に応じた運行形態、効率的な運行のあり方を検討するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
32	地域別構想 【品野地域】	都市施設 公共交通 手法	鹿乗町、定光寺町、下半田川町では予約型のコミュニティバスを走らせたかどうか。	平成 29 年 7 月 1 日から、下半田川線地域でデマンド型タクシーの社会実験を始めました。	B
33	地域別構想 【品野地域】	都市施設 下水道整備	なぜ、品野地域は下水道が整備できないのか、地域住民に説明する必要がありますかと思えます。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (4)水道・下水道 (下水道の整備推進、汚水処理人口普及率向上)」において、地域特性を考慮した整備手法を検討することとしており、具体的には、平成 29 年度から 31 年度にかけて策定する瀬戸市公共下水道事業基本計画において検討します。	B
34	地域別構想 【赤津地域】	土地利用 拠点形成 (赤津)	せと赤津インター周辺に新たな魅力づくりが必要であり、それが有効性の有る発信力になると考えます。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針 (土地利用)」において、せと赤津インターチェンジ周辺は、東海環状自動車道を活かした産業基盤の創出や観光・交流を促進する地域拠点を形成するものとしています。	B
35	地域別構想 【赤津地域】	土地利用 拠点形成 (赤津)	せと赤津インター周辺整備を進めてほしい。 新産業基盤創出や観光・交流促進のため、努力、検討してほしい。 赤津川と瀬戸環状東部線に挟まれた市街化調整区域の今後の方針を打ち出してほしい。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針 (土地利用)」において、せと赤津インターチェンジ周辺は、東海環状自動車道を活かした産業基盤の創出や観光・交流を促進する地域拠点を形成するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	B C B

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
36	地域別構想 【赤津地域】	土地利用 拠点形成 (赤津)	赤津地域の特性を活かした魅力づくりを見つめ直し、地域のランドデザイン構成、新たな地域のまちづくりの推進が瀬戸の東の玄関口として他市の先例となり、瀬戸市の魅力にもつながると考えます。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針(2)分野別方針〈土地利用〉」において、せと赤津インターチェンジ周辺は、東海環状自動車道を活かした産業基盤の創出や観光・交流を促進する地域拠点を形成するものとしています。	B
37	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 道路 (回遊性)	瓶子窯・ねむの森・椿の森・万徳寺・雲興寺・東海自然歩道など、史跡めぐりや自然環境との触れ合う場などの動線が繋がると、魅力ある地域ゾーンの提供になり、地域の自然資源の発信と魅力づくりにつながると考えます。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針(2)分野別方針〈都市施設【道路】〉」において、赤津焼会館や地域に点在する窯元等の関連施設をつなぎ、向上を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
38	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 道路 (回遊性)	赤津地域内の観光資源を巡る散策路の整備をしてほしい。 赤津と岩屋堂、洞地区との観光連携ができるようにしてほしい。 白坂町地内の生活道路の整備や八王子連絡歩道整備などをしてほしい。 瓶子窯の窯跡整備をお願いしたい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (1)道路〈交流促進〉」において、中心市街地をはじめとした市内のやきもの関連施設や店舗等を有機的につなぐことにより、賑わいの創出や観光交流を促進するものとしています。 また、「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針(2)分野別方針〈都市施設【道路】〉」において、赤津焼会館や地域に点在する窯元等のやきもの関連施設をつなぎ、回遊性の向上を図るものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C C C
39	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 暫定用途解消	暫定用途地域の解消を図るとともに、農業用水路と通学路も整備検討してほしい。 赤津川の改修工事を完了させてほしい。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針(2)分野別方針〈土地利用【暫定用途地域】〉」において、赤津南地区では、暫定用途地域の解消を図り、建築物の建て替えによる耐震化や道路の拡幅、民間開発を促進するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	B C C
40	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 道路整備 (幹線)	中心市街地及び赤津地域内の渋滞解消のため、瀬戸環状東部線の品野方面への北進を進めてほしい。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針(2)分野別方針〈都市施設【道路】〉」において、瀬戸環状東部線の整備を促進するものとしています。	C
41	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 下水道整備	赤津、東明地区も下水道の速やかな整備が必要です。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (4)水道・下水道〈下水道の整備推進、汚水処理人口普及率向上〉」において、地域特性を考慮した整備手法を検討することとしており、具体的には、平成 29 年度から 31 年度にかけて策定する瀬戸市公共下水道事業基本計画において検討します。	B
42	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 小中一貫校 跡地	小中一貫校の新設に伴い、東明小学校の跡地をモアスクールや防災拠点としての利用など総合的に検討してほしい。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (5)その他都市施設〈建築物の施設量適正化、適正配置〉」において、公共施設については、多機能化や集約化、機能転換などによる施設量の適正化、適正配置を行うものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C

	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
43	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 拠点形成 (赤津)	地域拠点として、地域推進センターや、大型バスが駐車可能な駐車場を整備してほしい。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針〈土地利用〉」において、せと赤津インターチェンジ周辺は、東海環状自動車道を活かした産業基盤の創出や観光・交流を促進する地域拠点を形成するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
44	地域別構想 【赤津地域】	都市施設 公共交通	塩草土地区画整理事業地における人口増加に対応して、基幹バスの運行ルートの再検討が必要ではないか。 デマンド方式などへの変更もあるのか。	「4-4 赤津地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針〈都市施設【公共交通】〉」において、基幹バスは、通勤・通学等の需要に応じた一定のサービス水準を確保するとともに、赤津地域の拠点形成や土地利用方針、地域特性に応じた運行内容や運行のあり方について検討を行うものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C
45	地域別構想 【幡山地域】	都市施設 公共交通	デジタルリサーチパークセンターの活用と地域の交通の利便性を高める施策を考えてほしい。 ICTの活用や免許の返納、公民館をハブ化した公共交通活用など。	「4-5 幡山地域 2 まちづくりの方針 (2)分野別方針〈都市施設【公共交通】〉」において、コミュニティバスは、居住地や郊外部の集落地から生活利便施設へのアクセスを確保するとともに、地域特性に応じた運行形態、効率的な運行のあり方を検討するものとしています。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C
46	地域別構想 【幡山地域】	都市施設 道路 (通学路)	通学路などのカラー舗装などにより安全に配慮した道路があると、住んでいる人にやさしく、安心した子育てにつながると思っています。	「3-5 都市整備の方針 2 都市施設の方針 (1)道路〈安全安心〉」において、生活道路は、交通誘導施策や歩道設置、カラー舗装化等により安全な歩行空間を形成していくものとしています。	B
47	その他		ねむの森、砂防ダムの浚渫が必要です。 学校周辺に学童保育施設を建設してほしい。 東大演習林に大学の一部学部移転などを行えないか。 水野駅周辺の道路において、朝夕の自動車進入禁止ができないか。	いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とします。	C C C C

瀬戸市都市計画マスタープラン

発行：瀬戸市

編集：都市整備部都市計画課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-82-7111（代表）

ホームページ <http://www.city.seto.aichi.jp/>

発行日：平成29年7月
